

# 特別児童扶養手当の更新手続きをされる方へ

療育手帳又は身体障害者手帳の有無等により、診断書を省略できるなど提出書類が異なります。詳しくは以下の表をご確認ください。

また、各区・総合支所への申請手続きが有期満了月（令和6年3月末日）を過ぎた場合、手当の不支給期間が生じる場合がございますのでご注意ください。

裏面に記載の重要なお知らせも必ずご確認願います。

**【注】一般的なものを掲載しています。これ以外の場合などは、事前に各区・総合支所担当窓口にご確認ください。  
支給停止の方につきましては、証書を交付しておりませんので、証書の提出は不要です。**

手帳の種類	—	—	提出書類など
なし	—	—	① 再認定請求書 ② 証書 ③ <u>診断書</u>

手帳の種類	判定	手帳の判定年月日	提出書類など
療育手帳	A	R5.12.1～R6.3.31 以外	① 再認定請求書 ② 証書 ③ <u>診断書</u> ④ 療育手帳
		R5.12.1～R6.3.31	① 再認定請求書 ② 証書 ③ 療育手帳 ④ 療育手帳判定書の写しを得るための同意書
	B	—	① 再認定請求書 ② 証書 ③ <u>診断書</u> ④ 療育手帳

手帳の種類	等級	手帳の有期認定期限	提出書類など
身体障害者手帳 (内部障害以外)	1級 ～ 3級	R6.3.31までの日	① 再認定請求書 ② 証書 ③ <u>診断書</u> ④ 身体障害者手帳
		R6.4.1以降の日	① 再認定請求書 ② 証書 ③ 身体障害者手帳
身体障害者手帳 (内部障害)	4級	—	“事前に各区・総合支所担当窓口にご確認ください。”

★詳細は、お住まいの各区・総合支所担当窓口へお問い合わせください。★

## 重要なお知らせ

(1) 災害や事故など、やむを得ない理由（人為的な理由ではないもの）により、提出期限（令和6年3月末日）までに診断書等の提出ができない場合は、期限までに各区・総合支所担当窓口へご相談ください。正当な理由があると認められ、かつその理由がやんだ後15日以内に診断書等を提出された場合のみ、手当の不支給期間は生じません。

(2) 診断書提出による障害判定の結果、手当額（級）が変更になる場合があります。

変更前		変更後	手当額（級）の変更時期
1級	⇒	2級	「診断書」の作成月の翌月から
1級・2級	⇒	“非該当”	
2級	⇒	1級	「額改定請求書（等級変更）」の提出月の翌月から

### ～等級変更により過払い返納金が発生する例～

＜児童1人の場合＞

区分	診断書の作成月		
	2月	3月	返納金なし
1級 ⇒ 2級	返納金が 発生します	17,940円	
1級 ⇒ “非該当”		53,700円	
2級 ⇒ “非該当”		35,760円	

※該当児童数、診断書の作成月により返納金額は変わります。

※令和5年12月～令和6年3月分の手当は、令和6年4月11日に振り込まれる予定です。診断書の作成月が令和6年2月の場合には、4月11日に振り込まれた手当のうち、3月分が返納金となります。

上記「等級変更により過払い返納金が発生する例」のとおり、早く診断を受けた場合に障害の程度が下がると、診断を受けた月の翌月から手当が減額となるため、お支払いした手当額を後から返していただくことがありますので、ご注意ください。

## 申請・お問い合わせ先

青葉区保育給付課 TEL 225-7211  
宮城野区保育給付課 TEL 291-2111  
若林区保育給付課 TEL 282-1111  
太白区保育給付課 TEL 247-1111

泉区保育給付課 TEL 372-3111  
宮城総合支所保健福祉課 TEL 392-2111  
秋保総合支所保健福祉課 TEL 399-2111  
仙台市

★詳細は、お住まいの各区・総合支所担当窓口へお問い合わせください。★